

過労運転防止のための機器導入に対する 補助制度が開始されます

7月1日(水)～11月30日(月)

国土交通省では、自動車運送事業者が先進的な機器の導入により、運転者の過労運転を防止し、居眠り運転等を原因とする重大事故を防ぐため、下記の要件を満たす機器購入に対し、購入額の一部を補助する制度を実施いたします。

対象機器と補助額

○補助対象機器

- ①ITを活用した遠隔地における点呼機器
- ②運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
- ③休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器
- ④運行中の運行管理機器

○対象経費

上記機器及びそれに付随する機器、情報が記録できる電子媒体機器及びデジタル式運行記録計の車載器等は対象とする。

○補助率

取得に要する経費の1/2

※但し、④運行中の運行管理機器1台あたりの上限額を次のとおりとする。

車載器3万円、事務所用機器10万円

なお、映像記録型ドライブレコーダー一体型を導入する場合は、次のとおりとする。

車載器5万円、事務所用機器13万円

- (注意) 1. 申請にあたっては、予め国土交通大臣が認定した機器を導入し取付を行ったうえで支払いまで終了(事業完了)した者が対象となります。
2. 1申請者あたり80万円を限度に、交付を行います。
3. 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施等にかかる調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。
4. 同一事業において、他の国の補助金は受けられません。

◎国土交通大臣が認定した機器

申請期間と申請方法

●申請期間:2015年7月1日(水)-11月30日(月) 9:00-16:00

注意 補助金の申請受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を閉め切ることとします。

●申請先:最寄りの地方運輸局、運輸支局等(沖縄は沖縄総合事務局)へ書類をご提出ください。(郵送による提出は認められませんのでご注意ください。)

●申請書類:国土交通省ホームページよりダウンロードください。
原本1通とコピー4通、合わせて5通ご提出ください。

申請の流れと申請書類

①交付申請書兼実績報告書の提出

事業完了後、各運輸局等又は各運輸支局へ交付申請書兼実績報告書を提出してください。提出する申請書類は国土交通省のHPより入手することができます。
注)平成27年4月1日以降に機器を購入し取り付けた者を対象とする。

②交付決定及び額の確定通知の送付

国土交通省より運輸局経由にて交付決定及び額の確定通知が届きます。

③補助金振込

注意事項

- 補助金交付申請にあたり、書類の不備があり受付担当者からの指摘を受けた場合には、1週間以内に対応願います。1週間以内に対応ができない場合には、提出した交付申請書兼実績報告書を一度取り下げた後に書類の不備を補完したうえ、改めて提出して下さい。
- 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請書を取り下げただけにとともに、以後の申請を受理しない場合があります。